

2019年7月29日

お取引先様 各位

風越建設株式会社
管 理 部

消費税増税に伴う請求書の取り扱いに関して

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2019年10月1日より予定されている消費税率の増税(8%→10%)により、弊社への請求書の取り扱いにつきまして、下記の通りと致します。
弊社ホームページよりダウンロード頂き、作成頂いている指定請求書は変更ございませんが、消費税率の変更に伴い、消費税額の記入にて何かとご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 発注日が2019年3月31日以前の注文書に対するご請求に関して
 - ・ 2019年9月30日分までのご請求は、消費税率8%で発行して下さい。
 - ・ 2019年10月1日以降のご請求につきましては、特例の経過措置が適用されますので、消費税率8%で発行して下さい。
あわせて弊社指定請求書1枚目の注文番号記入欄下の備考に「経過措置」と追記して下さい。
2. 発注日が2019年4月1日以降の注文書に対するご請求に関して
 - ・ 2019年9月30日分までのご請求は、消費税率8%で発行して下さい。
 - ・ 2019年10月1日以降のご請求は、2019年9月30日までの保留金解除の場合を含め、消費税率10%で発行して下さい。
3. 注文書を交わしていない（契約外の）ご請求に関して
 - ・ 2019年9月30日分までのご請求は、消費税率8%で発行して下さい。
 - ・ 2019年10月1日以降のご請求は、消費税率10%で発行して下さい。

なお、消費税率が異なるご請求に関しましては、ご不便をおかけしますが、2019年9月30日までの消費税率8%対象と2019年10月1日以降の消費税率10%対象に分けて頂き、消費税率毎に請求書を発行して下さいます様、よろしくお願い申し上げます。

上記以外につきましてはご不明な点がございましたら、弊社管理部宛にお問い合わせ頂きます様、よろしくお願い申し上げます。

【本件に関する弊社お問い合わせ先】

〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町3-56-1 KDX横浜関内ビル11階

風越建設株式会社 管理部 直通電話番号：045(232)5071 / 直通FAX番号：045(232)5580

弊社ホームページ <http://www.fuetsu.co.jp/>